

広報ふながた「まちかど掲示板」及び広報ふながた「お知らせ版」掲載基準

第1条（目的）

この基準は、町が発行する広報紙に掲載するイベント、講座、会議及び募集等（以下、「イベント等」という。）の案内の取扱いに関し、限られた紙面の中で適切な記事の拾捨選択を実施するため、この基準を設けます。

第2条（掲載できる記事の優先順位）

イベント等について、次の項目を多く満たすものから優先的に掲載するものとします。なお、掲載は広報ふながた「お知らせ版」を原則とします。

- （1）官公庁が主催・共催・後援等の催し等に関するもの
- （2）町民生活に有益な内容であるもの
- （3）開催地が町内であるもの
- （4）参加費や会費が無料の催し等に関するもの

第3条（掲載できない記事）

次の項目のいずれかに該当するものは掲載不可とします。

- （1）宗教に関するもの
- （2）政治に関するもの
- （3）営利に関するもの、又は営利目的であると誤解を招くもの
- （4）個人が主催する催し等に関するもの、又は個人的な内容のもの
- （5）特定の個人及び団体等を誹謗中傷するもの
- （6）掲載意図及び内容が明確でないもの
- （7）その他、まちづくり課長が適当でないと認めるもの

第4条（原稿の提出期限）

広報紙にイベント等の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、原則として、掲載希望月の前々月末（前々月末が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の平日）までに、まちづくり課企画調整係に原稿を提出するものとします。原稿の様式は問いません。

第5条（了解事項）

掲載希望者は、原稿の提出を以て次の事項に同意したものとみなします。

- （1）掲載記事を町ホームページにも掲載すること
- （2）掲載の可否及び掲載号については、まちづくり課企画調整係に一任すること
- （3）原稿内容は、まちづくり課企画調整係において編集すること